令和８年度「地域発　元気づくり支援金」

佐　久　地　域　審　査　方　針

長野県佐久地域振興局企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱（以下「要綱」といいます。）」第６第６項の規定による佐久地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

１　基本的な考え方

急激な人口減少下において、将来に向けて持続可能な地域社会を構築していくためには、地域の持色や豊かな資源、そこで暮らす人々の知恵を有効に活用しながら、活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

佐久地域では「地域発 元気づくり支援金」を活用し、地域で暮らし活動する多様な人々の広域的な協働を促進するとともに、人口減少下において地域の元気を生み出す事業を支援することで、長野県総合５か年計画「佐久地域計画」に沿った地域全体の活力の向上と真にゆたかな社会の実現を目指します。

２　審査方針

審査に当たっては、要綱に基づくほか、前記１の「基本的な考え方」をふまえて、長野県総合５か年計画「佐久地域計画」に沿った事業を重視します。

３　継続事業の取扱い

「地域発元気づくり支援金交付要領」（以下「要領」といいます。）第２の２の（２）の規定による補助率の引下げは、令和８年度においては行わないこととします。

なお、工夫や発展性を伴わない事業は、採択しないこととします。

４　選定基準

要綱第６第４項の規定による選定基準は、要領第２第３項（別表）１から５までの選定基準のほか、前記２の「審査方針」をふまえ、（別表）６に規定する「その他、地域振興局長が必要と認める基準」を次のとおり定めます。

<table>
<tr><td rowspan="2">選定基準</td><td colspan="7">全県統一選定基準
（要領第２第３項（別表）１～５）
①広域的に連携した事業又は②人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業（以下、a 及び b の要件を満たす事業）のうち、③～⑦を満たすもの。
a　地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること
b　補助金活用後の自走のビジョンが明確であること（自走性）</td><td colspan="2">地域振興局長が必要と認める基準（要領第２第３項（別表）６）（本基準は、選定時の加点要素とし、必須基準とはしない。）</td></tr>
<tr><td>①
広域的な連携</td><td>②
成果目標の明確性・持続可能性</td><td>③
住民ニーズ・公益性</td><td>④
合意形成・諸手続き</td><td>⑤
有効性</td><td>⑥
地域住民の参画</td><td>⑦
継続性・発展性</td><td>⑧
長野県総合５か年計画佐久地域計画への適合性</td><td>⑨
長野県150周年記念事業への該当</td></tr>
</table>

なお、選定基準①及び②のどちらにも該当しない事業については、①又は②に該当する事業を優先して選定した上で、残りの予算の範囲内で選定します。

５　補助限度額

原則として、1 事業に対する補助限度額は 30 万円を下限とし 500 万円を上限とします。

なお、500 万円を超える補助額については、選定会議の意見を聴き、定めるものとします。

また、管外市町村と共同で実施する場合には、該当地域振興局と連携を図り、選定会議の意見を聴き、定めます。